

第Ⅵ章 東日本大震災からの復興

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

(1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。被害箇所の9割強が復旧工事に着手済み(大部分で工事完了)。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、98か所が操業を再開。

(2) 海岸防災林の復旧・再生

- 東日本大震災の津波により、6県にわたる総延長約140kmの海岸防災林が被災。
- おおむね5年間で盛土等の基盤造成、おおむね10年間で全体の復旧完了が目標。地域の復興計画との調整が必要な箇所等を除き、約107kmで復旧工事に着手済み(うち28kmで工事完了)。様々な植栽樹種・植栽方法に関する実証試験も実施。
- 植栽・保育に当たっては民間団体等とも連携。苗木の供給と植栽後の継続的な管理が必要。

《事例》 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧

岩手県宮古市摂待では、津波で被災した海岸防災林約0.3km(2.4ha)について、津波堆積物を盛土材に活用して生育基盤を復旧。平成26(2014)年5月には、植栽に着手するとともに、海岸防災林の再生における岩手県最初の生育基盤復旧の完了を記念して、総勢300人が参加する植樹祭を行った。



(3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献

- 応急仮設住宅の4分の1以上(約1万5千戸)を木造で建設。災害公営住宅(構造判明戸数)の2割以上(約7千戸)を木造で建設又は建設予定。
- 被災者の自宅再建や土木分野の復旧・復興事業に地域の木材等を活用する取組も。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。福島県会津若松市・岩手県宮古市・宮城県気仙沼市では、未利用間伐材等を燃料とするバイオマス発電施設が稼働。

《事例》 地域の木材を活用した災害公営住宅を整備

平成25(2013)年8月に完成した岩手県上閉伊郡大槌町の災害公営住宅(70戸)は、岩手県産材を全体の約9割に活用。低層の木造和風建築となっているほか、各住戸に木の縁側を設置。



2. 原子力災害からの復興

(1) 森林の放射性物質対策

- 国や市町村が行う森林の除染は、「住居等近隣の森林」を優先して、落葉等の除去を実施。原木きのこを生産する「ほだ場」もこれに準じて実施。
- 「除染特別地域」では環境省が、「汚染状況重点調査地域」では市町村(民有林)・林野庁(国有林)が除染を実施中。
- 森林内の放射性物質の分布状況等を継続的に調査。また、森林除染等に関する調査・実証事業を実施。
- 除染業務に加え、汚染土壌等を扱う業務や空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の森林での業務は、線量測定等により労働者の安全を確保。

(2) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(一般食品は 100Bq/kg)に基づき、特用林産物22品目に出荷制限(平成26(2014)年12月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25(2013)年10月)に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。また、きのこ等の生産継続・再開に向けて支援。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。

《事例》 しいたけ等の産地再生に向けた取組

平成26(2014)年10月、岩手県で「いわての原木しいたけ産地再生の集い」、福島県で「福島県きのこ復興まつり」が開催。平成27(2015)年2月には、栃木県でも4年ぶりに原木生しいたけの品評会が開催。



(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 燃料や堆肥等に利用されていた樹皮(バーク)は、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留。廃棄物処理場での処理について支援し滞留量が減少。同様に使用できなくなったほだ木の処理も課題。

(4) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけ等に関する損害賠償を請求。平成26(2014)年9月から避難指示区域内の森林に係る財物賠償の請求受付が開始。